（中部国際空港整備準備金）

第三十三条の六の三　法第五十七条の七の二第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合における同条第二項に規定する適用事業年度の所得の金額とする。この場合において、法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「譲渡）の規定」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第五十七条の七の二第一項（中部国際空港整備準備金）の規定」と、同法第五十九条第二項中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第五十七条の七の二第一項（中部国際空港整備準備金）」と、「）の規定」とあるのは「並びに同法第五十七条の七の二第一項）の規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第五十七条の七の二第一項の」とする。

2　法第五十七条の七の二第一項第一号に規定する政令で定める金額は、同項に規定する指定会社の平成二十五年四月一日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の時における同号に規定する中部国際空港用地の帳簿価額とする。

3　法第五十七条の七の二第二項に規定する政令で定める日は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第八条第一項の規定により政府が保証契約をしている債務の返済の完了が予定されている日（第五項において「債務返済完了予定日」という。）として国土交通大臣が指定する日とする。

4　第三十二条の二第十二項から第十四項までの規定は、法第五十七条の七の二第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における法第五十七条の七の二第五項に規定する中部国際空港整備準備金の金額の益金算入について準用する。この場合において、第三十二条の二第十四項中「、適格分割、第一号に掲げる場合の適格現物出資以外の適格現物出資又は適格現物分配」とあるのは「又は適格分割型分割」と、「特定法人の株式等又は法第五十五条第四項第一号に規定する資源特定債権（第一号及び第二号において「資源特定債権」という。）」とあるのは「中部国際空港」と、同項第一号中「特定法人の株式等若しくは資源特定債権の全部を有しないこととなつた場合（次号に掲げる場合を除く。）、適格現物出資により外国法人である被現物出資法人（資源開発投資法人に該当するものを除く。）に特定法人の株式等若しくは資源特定債権の全部を移転した場合又は当該特定法人が解散し、若しくは特定法人でないこととなつた場合」とあるのは「中部国際空港の設置及び管理に関する法律第二十一条第一項の規定により同法第四条第一項の規定による指定が取り消された場合又は分割により中部国際空港を移転した場合」と、同項第二号中「特定法人の株式等又は資源特定債権の全部」とあるのは「中部国際空港」と読み替えるものとする。

5　国土交通大臣は、第三項の規定により債務返済完了予定日を指定したときは、これを告示する。

第三十三条の八を削る。

第三十三条の九第一項及び第二項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改め、同条第四項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改め、同条を第三十三条の八とする。

第三十四条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「(以下この項において「適格分割等」という。)」を削り、「(適格分割等」を「(当該適格分割又は適格現物出資」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「国内鉱業者でない」を「国内鉱業者等に該当しない」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に、「国内鉱業者である」を「国内鉱業者等に該当する」に、「第三項中」を「第四項中」に、「第九項に規定する」を「第十一項に規定する」に、「(第六項」を「(以下第七項」に、「第九項の」を「第十一項の」に、「前項に」を「同項第一号中「前項」に、「第九項に」と、「採掘所得金額の」を「第十一項」と、同項第二号中「採掘所得金額」に、「海外採掘所得金額の」を「海外採掘所得金額」に、「第四項」を「第五項」に、「及び第九項」を「及び第十一項」に、「第五項及び第六項」を「第六項各号及び第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「鉱物に」を「鉱山に係る鉱物に」に、「期間」を「指定期間」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項第一号中「国内鉱業者（」を「国内鉱業者等（」に、「国内鉱業者を」を「国内鉱業者等を」に、「及び第十項」を「、第四号及び第十二項」に改め、「及び共同出資法人（当該国内鉱業者と共同して出資又は長期の資金の貸付けをする内国法人をいう。）」を削り、「次号及び第十二項」を「以下この号、次号及び第十四項」に、「百分の五十」を「百分の二十」に改め、「金額以上」の下に「であり、かつ、当該国内鉱業者等及び共同出資法人（当該国内鉱業者等と共同して出資又は長期の資金の貸付けをする内国法人をいう。）から直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付けを受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額の百分の二十五に相当する金額以上」を加え、同項第三号中「百分の五十」を「百分の三十」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該国内鉱業者等の役員及び当該国内鉱業者等又は当該国内鉱業者等がその発行済株式等の総数又は総額の百分の九十五以上を有している他の会社の技術者が派遣されていること。

第三十四条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「除く」の下に「。次項及び第十項第四号において「発行済株式等」という」を加え、「これらの会社」を「当該他の会社」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法第五十八条第二項に規定する国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人は、当該法人の国外子会社（当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上を有している外国法人で、当該外国法人に当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項及び次項第四号において同じ。）並びに当該法人又は他の会社（当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の九十五以上を有している他の会社をいう。）の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る専門的知識及び経験を有し、かつ、専らこれらの事業に従事する者（役員を除く。以下この項及び次項第四号において「技術者」という。）が派遣されているものをいう。）が国外に鉱山を有し、かつ、当該法人の営む事業が、当該法人及び当該他の会社の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る国内における収入金額及び資産の状況、役員及び技術者の派遣の状況その他の状況からみて、国内において鉱業を主とするものであることにつき財務省令で定めるところにより認定を受けた法人とする。

第三十四条第六項中「第四項に規定する合併法人」を「第五項に規定する合併法人」に、「、第四項を「、第五項」に、「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項から当該適格合併の日」に、「の第三項第一号」を「の第四項第二号」に改め、同項第二号中「いずれかの連結事業年度のうち」を「受けた最後の連結事業年度」に、「いずれかの事業年度」を「各事業年度」に、「受けた連結事業年度」を「受けた最後の連結事業年度」に、「いずれかの事業年度」を「各事業年度」に、「）で」を「）のうち」に、「受けた事業年度」を「受けた最後の事業年度」に、「いずれかの連結事業年度で」を「各連結事業年度のうち」に、「受けた連結事業年度」を「受けた最後の連結事業年度」に、「から当該最後事業年度開始の日」を「の翌日から当該適格合併の日」に、「の第三項第一号」を「の第四項第二号」に改め、同項第二号中「いずれかの連結事業年度で」を「各連結事業年度のうち」に、「受けた連結事業年度」を「受けた最後の連結事業年度」に、「いずれかの事業年度」を「各事業年度」に、「）で」を「）のうち」に、「受けた事業年度」を「受けた最後の事業年度」に、「から当該最後連結事業年度開始の日」を「の翌日から当該適格合併の日」に、「における第三項第一号」を「における第四項第一号」に、「における第三項第二号」を「における第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「いずれかの事業年度」を「各事業年度」に、「）で」を「）のうち」に、「受けた事業年度」を「受けた最後の事業年度」に、「いずれかの連結事業年度」に改め、「終了の日」の下に「の翌日」を加え、「）とする」を「）。以下この項において「不適用事業年度等」という」に改め、同項各号中「各事業年度」を「不適用事業年度等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第六項」を「以下第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「に規定する鉱物」の下に「(以下この条において「鉱物」という。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。